

第2 改善計画の認定基準

改善計画の認定基準は、法第4条第3項に規定されているが、その判断に当たっては、申請に係る漁業をめぐる経営環境の推移、申請者の資産及び負債の状況、申請者の経営実績等を総合的に勘案するとともに（次官通知第三の1の(2)の⑦）、以下の要件等を検討するものとする。

- 1 漁業経営の改善の目標、漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標、漁業経営の改善の内容及び実施時期の各事項が改善指針に照らして適切なものであること（法第4条第3項第1号）について

- ① 経営の向上の程度を示す指標について

- ア 漁業者についての判断基準

- ア 漁業者が改善計画を作成する場合にあつては、「付加生産額」又は「従業員一人当たり付加生産額」の5年間の伸び率が15%以上であること（改善指針第三）。

- ア なお、複数の漁業者が共同して改善計画を作成する場合にあつては、全体としての指標と、参加者個々の指標のいずれでも用いることができる（改善指針第三）。

- イ 漁業協同組合等についての判断基準

- イ 漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成した場合にあつては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、共同で改善計画を作成した漁業者について、「付加生産額」又は「従業員一人当たり付加生産額」の5年間の伸び率が15%以上であること。

- イ また、漁業協同組合等が単独で又は他の漁業協同組合等と共同で改善計画を作成した場合にあつては、当該漁業協同組合等による改善計画の実施により、その構成員である漁業者のうち別途改善計画の認定を受けた者の当該改善計画の達成に資すると認められること（改善指針第三）。なお、漁業協同組合等が自ら営む漁業により改善計画を作成する場合には、一漁業者としての扱いとなり、アの判断基準を用いることになるので留意すること。

- ② 漁業経営の改善の内容について

- ア 自らの経営環境、新規投資に当たっての費用対効果について十分に考慮しており、設備投資の過剰にはつながらないと認められること（改善指針第二）。

- イ 資源状況に照らして過大な設備投資や、地域で定められた資源管理に関する取り決めに反するような取組等の水産資源の持続的利用の確保に反する取組ではないと認められること（改善指針第二）。

- 2 漁業経営の改善の内容及び実施時期及び漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法の各事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること（法第4条第3項第2号）について

- ① 漁業経営の改善の内容について

- ア 漁業経営の改善の内容が具体的であり、かつ、「付加生産額」又は「従業員

一人当たり付加生産額」の向上に確実につながると認められるものであること。

イ 漁業経営の改善の内容が、公の秩序を害することとなるおそれがあるなど、公的な支援の対象として適当ではないと考えられるものではないこと。

② 必要な資金の額及びその調達方法について

資金計画について実現が見込まれるものであり、改善計画に掲げる措置を行う上で適切かつ有効なものであること。

第4 改善計画の変更に関する認定手続等

1 規則別記様式第1号別紙3に記載した実施時期の同一年度内における変更等認定を受けた改善計画の趣旨を変えない範囲内での軽微な変更は、変更の認定を要しない。

2 認定行政庁は、改善計画の変更の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該変更が認定基準に適合すると認めるときは、様式第3号の変更認定通知書を申請者に交付するものとする。

また、認定しないこととしたときは、様式第4号の変更不認定通知書に理由を付して、申請者に交付するものとする。

3 認定行政庁は、改善計画に取組中の漁業者から、当該改善計画の変更としてではなく、新規の改善計画の申請があり、これを適当として認定した場合において、当該取組中の改善計画の内容が当該新規の改善計画においても引続き取組まれていると認められる場合には、これを取り消すことを要しない。